

第67回 定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 |

2023年6月28日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時予定

| 開催場所 |

東京都千代田区東神田二丁目3番5号
当社本社ビル8階ホール
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。）

| 決議事項 |

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

| 目 次 |

第67回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	11
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、当日のご出席についてご検討下さい。
- ・株主総会ご出席株主様へのお土産はお配りしておりません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード8140
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

東京都千代田区東神田二丁目3番5号
株式会社リョーサン
代表取締役 稲葉和彦
社長執行役員

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ryosan.co.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記ウェブサイトにごアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により、議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページをご参照いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区東神田二丁目3番5号
当社本社ビル 8階ホール
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第67期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出のほど、お願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条第2項に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会決議ご通知につきましては、書面の送付に代えて、当社ウェブサイト (<https://www.ryosan.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス(COVID-19)への対応について>

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びご自身の体調をお確かめのうえ、ご判断をお願い申し上げます。本株主総会の運営スタッフは、あらかじめ体調を十分確認したうえで、マスク着用で参加をさせていただきます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.ryosan.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

書面（郵送）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。
なお、議案に対して賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日（火曜日） 午後5時30分到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
（詳しくは、5ページをご参照下さい。）

行使期限 2023年6月27日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ② インターネットをご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上であらかじめお伝えした「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日時 2023年6月28日（水曜日） 午前10時
(受付開始：午前9時予定)

場所 東京都千代田区東神田二丁目3番5号 当社本社ビル 8階ホール
(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

インターネット等による議決権行使の方法

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

ウェブ行使

(議決権行使ウェブサイトアドレス) <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) パソコンにより議決権を行使される場合は、上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. 「パスワード」のお取り扱いについて

- (1) 「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑等と同様、大切にお取り扱い下さい。
- (2) 「パスワード」は一定回数以上間違えると使用できなくなります。「パスワード」の再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「パスワード」は、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下のお問い合わせ先にご照会下さい。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

【電話】0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 登録住所、株式数等上記以外のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様

(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【電話】0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。

つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会で慎重に検討を行った結果、監査等委員会は本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	新任 / 再任
1	イナバ カズヒコ 稲葉 和彦	代表取締役 社長執行役員	再任
2	エンドウ シュンヤ 遠藤 俊哉	取締役 執行役員 営業統括本部長 兼 国内第一営業本部長	再任
3	イガリ ヒロユキ 猪狩 裕之	取締役 執行役員 管理本部長	再任
4	カワバタ アツシ 川端 敦	社外取締役	再任
5	カワベ ハルヨシ 川辺 春義	社外取締役	再任

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

当社は経営の客観性及び透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役候補者の選任に当たっては、代表取締役である社長執行役員が提案し、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定いたします。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	イナ バ カズ ヒコ 稲 葉 和 彦 (1967年6月14日生)	1990年4月 当社入社 2013年7月 第二販売部長 2017年6月 執行役員 電子部品事業本部長 2019年6月 取締役 上席執行役員 電子部品事業本部長 2020年2月 代表取締役 社長執行役員 兼 企画本部長 兼 電子部品事業本部長 2020年6月 代表取締役 社長執行役員 兼 電子部品事業本部長 2021年6月 代表取締役 社長執行役員 (現任)	5,500株
<p>選任理由：稲葉和彦氏は、当社入社後、大企業向け営業を担当する第二販売部長、執行役員電子部品事業本部長を経て、現在、代表取締役社長執行役員としてリーダーシップを発揮しており、営業実務及び事業戦略の構築と推進により培った豊富な経験と幅広い知見により、当社グループを統括しております。当社の第11次中期経営計画の遂行及び今後の持続的な成長に向けて、必要不可欠な人材であると判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	エン ドウ シュン ヤ 遠 藤 俊 哉 (1967年2月7日生)	1988年3月 当社入社 2007年5月 名古屋第一支店長 2013年11月 リョーサンタイランド 社長 2016年6月 執行役員 中部・東海営業本部長 2020年6月 執行役員 国内第一営業本部長 2021年6月 取締役 執行役員 営業統括本部長 兼 国内第一営業本部長 (現任)	1,800株
<p>選任理由：遠藤俊哉氏は、当社入社後、名古屋第一支店長、リョーサンタイランド社長、執行役員中部・東海営業本部長、執行役員国内第一営業本部長を経て、現在、取締役執行役員営業統括本部長兼国内第一営業本部長としてリーダーシップを発揮しており、当社の海外事業を含めた事業全般について豊富な知識と経験を有しております。当社の第11次中期経営計画の遂行及び今後の持続的な成長に向けて、必要不可欠な人材であると判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	イ ガリ ヒロ ヌキ 猪 狩 裕 之 (1967年3月15日生)	1989年4月 当社入社 2002年4月 シンガポールリョーサン 営業部長 2003年4月 香港リョーサン 第二統括部長 2008年4月 第一販売部長 2017年6月 執行役員 営業管理本部長 2021年6月 取締役 執行役員 管理本部長 (現任)	1,800株
<p>選任理由：猪狩裕之氏は、当社入社後、シンガポールリョーサン営業部長、香港リョーサン第二統括部長、第一販売部長、執行役員営業管理本部長を経て、現在、取締役執行役員管理本部長としてリーダーシップを発揮しており、当社の事業全般及び経営管理における豊富な知識と経験を有しております。当社の第11次中期経営計画の遂行及び今後の持続的な成長に向けて、必要不可欠な人材であると判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	社外 カワ バタ アツシ 川 端 敦 (1957年7月1日生)	1983年4月 株式会社日立製作所 入社 2012年5月 日立オートモティブシステムズ株式会社 (現 日立Astemo株式会社) 取締役 2013年6月 クラリオン株式会社 (現 フォルシアクラリ オン・エレクトロニクス株式会社) 社外取 締役 2015年4月 日立オートモティブシステムズ株式会社 常務取締役 2016年4月 同社 常務執行役員 2017年4月 クラリオン株式会社 代表執行役 執行役社長 2017年6月 同社 取締役 代表執行役 執行役社長 2018年10月 Faurecia S.A Executive Vice President 2020年10月 フォルシアジャパン株式会社 会長 2022年4月 株式会社日立製作所 グローバル環境統括本 部 グローバル環境事業本部長付 (現任) 2022年6月 当社 社外取締役 (現任)	0株
<p>選任理由及び期待される役割の概要：川端敦氏は、長年に亘り自動車業界において経営に携わり、経営者としての豊富な経験や幅広い知見を有することから、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営に関する有効な助言をしていただけると判断し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> カワベ ハルヨシ 川辺 春義 (1956年2月13日生)	1977年10月 株式会社マネジメントワーク 入社 1988年12月 テーエスデー株式会社 入社 1993年4月 株式会社ニュートラル 専務取締役 1996年4月 同社 代表取締役社長 2010年10月 株式会社インターマインド 代表取締役 2011年10月 クラウドランド株式会社 取締役 2015年9月 株式会社サイバーリンクス 執行役員 2022年1月 同社 顧問 (現任) 2022年6月 当社 社外取締役 (現任)	0株
<p>選任理由及び期待される役割の概要：川辺春義氏は、長年に亘りITサービス業界において経営に携わり、起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見を有することから、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営に関する有効な助言をしていただけると判断し、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川端敦及び川辺春義の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川端敦及び川辺春義の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は、川端敦及び川辺春義の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、川端敦及び川辺春義の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。また、両氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。

<ご参考>取締役及び監査等委員のスキルマトリクス

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査等委員のスキルマトリクスは以下のとおりです。

氏名	役職	企業経営	営業販売	グローバル	技術	I T	人事労務	財務会計	リスク管理
稲葉 和彦	代表取締役	●	●						
遠藤 俊哉	取締役		●	●					
猪狩 裕之	取締役		●				●		
川端 敦	社外取締役	●			●				
川辺 春義	社外取締役	●				●			
弘岡 啓治	監査等委員 (常勤)		●	●					
小川 真人	監査等委員 (社外)							●	●
寺浦 康子	監査等委員 (社外)			●			●		●

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したものの、長期化するロシア・ウクライナ情勢が資源やエネルギー価格の上昇を招き、中国におけるゼロコロナ政策がサプライチェーンの混乱に拍車をかけた他、米欧等の先進国を中心としたインフレ高進に伴う金融引き締めもあり、景気の減速感が強まりました。

わが国経済は個人消費を中心に持ち直しの動きが続いたものの、海外景気の下振れ、供給面での制約や急激な円安の進行等に注視が必要な状況で推移しました。

当社が属するエレクトロニクス業界は、産業機器向けの需要は堅調に推移した一方で、パソコン向けは落ち込みが見られる等の濃淡があった他、半導体や電子部品の供給制約に伴う生産活動への影響もあり、先行き不透明感が高まりました。

このようなマクロ環境下、当連結会計年度の売上高は、第11次中期経営計画の施策である先行投資商材の刈り取り等の効果や既存事業の伸長に加え、円安効果もあり、3,256億57百万円（前期比19.4%増）となりました。営業利益は増収や円安効果、販売管理費効率運用による抑制の結果、154億23百万円（前期比74.1%増）、経常利益は外貨建負債等の評価替えによる為替差損計上等があったものの、133億61百万円（前期比65.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は92億24百万円（前期比72.1%増）となりました。

部門別概況

デバイス事業は、コンシューマや産業機器向け製品を中心に販売が伸長したこと等により、売上高は2,855億80百万円（前期比18.6%増）、営業利益は138億81百万円（前期比83.1%増）となりました。

ソリューション事業は、情報通信向け大型案件に加え、社会インフラ向け製品の販売増加により、売上高は400億76百万円（前期比26.0%増）、営業利益は21億29百万円（前期比49.8%増）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、3億47百万円であります。このうち主なものは当社の建物附属設備、開発器具及び事務用備品等の取得によるものであります。なお、これに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

3 対処すべき課題

① 経営環境と中期経営計画での取り組みについて

当社は、創業以来「企業は公器である」という考え方のもと、エレクトロニクスのシステムコーディネーターとして、人と技術の進歩の融合に向けて取り組んでいます。

当社が属するエレクトロニクス業界では、新型コロナウイルス感染症をひとつの切欠に、全ての産業においてデジタル化が加速しました。その中でも半導体や電子部品は、5G・AI・IoT・自動運転・ロボティクス・DX等のデジタル社会における主要技術を支える基盤として、中長期的に需要は拡大していくことが想定されます。

一方で、今年度につきまして、世界経済は地政学リスクの高まりや、各国の金融引き締めにより引き続き景気減速が見通されており、エレクトロニクス業界においては市況反転が現実的となり、先行き不透明感が高まっています。

このような状況の中、長期ビジョン「RSイノベーション2030」の具体化に向けた第11次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）は最終年度を迎えます。同計画はこれまでの収益改善に向けた「守備」固めモードから、事業体質変革に向けた「攻め」のモードに経営の軸足をシフトさせることを企図したものです。商権獲得先の深堀やチャネル改革を通じた「ポートフォリオの多様化推進」、地場出資先との協働化を通じた「中華圏ローカル事業の深化」、「先行投資商材の刈り取りと新規投資」、顧客ニーズを起点とする製造事業を含む新規ビジネス参入等の「業態変革に向けた投資」、様々なデジタル技術を

活用した「既存ビジネスの効率化」、経営情報整備や教育・リスク管理・ガバナンス等の「基盤整備」を進めていきます。同計画で掲げた2024年3月期経営目標（売上高2,630億円、売上総利益213億円、営業利益69億円、ROE 5%）は全期間において達成の見込みです。

② 菱洋エレクトロ株式会社との経営統合について

2023年2月及び同年3月の菱洋エレクトロ株式会社（以下、「菱洋エレクトロ」といいます）による当社株式取得後も、当社と菱洋エレクトロは両社間の交流の活性化を図るとともに、幅広いアライアンスのあり方や事業上のシナジーの具現化に向けた協議を重ねて参りました。その結果、収益力や業務効率の向上を最大限に発揮するには、それぞれが個々で対応するよりも、対等の精神の下で両社の経営統合を目指すことが必要であると判断し、2023年5月15日に基本合意書を締結いたしました。

両社それぞれがこれまでの長年の歴史の中で築いてきた、お客様との良好なリレーションや優良な商材・ソリューションといった経営資源を新たな枠組みの中で最大限に活かすことで、国内エレクトロニクス商社の新たな中核グループとして、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

また、両社の取扱商材やお客様の重複が限定的であることを踏まえ、規模の拡大による強固な経営基盤の確立や生産性・経営効率の向上に留まらず、取扱商材の相互拡販（クロスセル）や新たな価値創出に繋がるビジネスモデルの構築を推進し、お客様や市場全体が抱える課題・お困りごとの解決につながるソリューションを創出する新たなエレクトロニクス商社像の実現を目指してまいります。

4 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第64期 (2019.4～ 2020.3)	第65期 (2020.4～ 2021.3)	第66期 (2021.4～ 2022.3)	第67期 (2022.4～ 2023.3)
売 上 高	227,297	219,884	272,647	325,657
経 常 利 益	2,916	5,122	8,085	13,361
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,193	4,586	5,359	9,224
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	50.96円	195.78円	228.75円	393.70円
総 資 産	137,746	148,087	190,548	188,188
純 資 産	84,935	89,609	94,724	102,731

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第64期 (2019.4～ 2020.3)	第65期 (2020.4～ 2021.3)	第66期 (2021.4～ 2022.3)	第67期 (2022.4～ 2023.3)
売 上 高	144,381	138,435	170,645	190,816
経 常 利 益	827	4,045	5,535	7,660
当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△)	△395	3,830	2,848	5,209
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△)	△16.87円	163.49円	121.60円	222.34円
総 資 産	100,038	104,674	131,713	113,736
純 資 産	61,654	64,447	64,214	66,234

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第66期の期首から適用し

ており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、エレクトロニクスの専門商社として、国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っております。

なお、当社の事業は「デバイス」「ソリューション」の2つに事業区分しており、各事業における取扱商品は次のとおりであります。

デバイス事業 半導体・電子部品
ソリューション事業 IT機器・ソリューション

6 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

株式会社リョーサン	本 社	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
	販 売 部 ・ 支 店	第一販売部・第三販売部・システム機器販売部（以上東京都千代田区）・東北・水戸・高崎・西多摩・湘南・静岡・名古屋第一・名古屋第二・京都・大阪・神戸・姫路・福岡
	物 流 セ ン タ ー	川崎・大阪
	技 術 部 門	本社別館・外神田

(注) 2022年4月26日付をもって、仙台支店といわき支店を統合し、東北支店といたしました。

(2) 子会社

HONG KONG RYOSAN LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	中華人民共和国上海市
DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	中華人民共和国遼寧省大連市
RYOTAI CORPORATION	台湾
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	シンガポール共和国
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国
KOREA RYOSAN CORPORATION	大韓民国
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	アメリカ合衆国
RYOSAN EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国

7 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

部門	従業員数	前期比
デバイス事業	752名（69名）	△19名（0名）
ソリューション事業	113名（16名）	5名（0名）
全社（共通）	89名（29名）	13名（4名）
合計	954名（114名）	△1名（4名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからの出向者を除き、当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
598名（114名）	△12名（4名）	44.1歳	16.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を除いて算出しております。

8 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
HONG KONG RYOSAN LIMITED	5百万香港ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	1百万香港ドル	100%	半導体、電子部品の輸入及び現地仕入販売
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	27百万人民元	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	1百万人民元	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOTAI CORPORATION	80百万ニュー台湾ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	1,460千シンガポールドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	1百万マレーシアリングgit	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	12百万タイバーツ	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	47百万インドルピー	100%	半導体、電子部品のコミッションセールス及び現地仕入販売
KOREA RYOSAN CORPORATION	1,000百万ウォン	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	300千米ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN EUROPE GMBH	1百万ユーロ	100%	半導体、電子部品の輸出入及び現地仕入販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

9 資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により資金調達を行いました。

10 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	18,556
株式会社三菱UFJ銀行	14,147
三井住友信託銀行株式会社	1,000

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、菱洋エレクトロ株式会社との間で経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両者の間で基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、同日開示の「菱洋エレクトロ株式会社と株式会社リョーサンの経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」をご参照下さい。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1 発行可能株式総数	155,673,598株
2 発行済株式の総数	25,000,000株
3 株 主 数	5,866名
4 大 株 主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
菱洋エレクトロ株式会社	4,705	20.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,919	12.44
株式会社三井住友銀行	1,015	4.32
住友生命保険相互会社	861	3.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	821	3.50
日本生命保険相互会社	736	3.14
株式会社三菱UFJ銀行	650	2.77
日本電気株式会社	604	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	566	2.41
株式会社シティインデックスイレブンス	525	2.24

- (注) 1. 当社は自己株式1,544千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式17千株は含まれておりません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	稲葉和彦	社長執行役員
取締役	遠藤俊哉	執行役員 営業統括本部長 兼 国内第一営業本部長
取締役	猪狩裕之	執行役員 管理本部長
取締役	川端敦	株式会社日立製作所 グローバル環境統括本部 グローバル環境事業本部長付
取締役	川辺春義	株式会社サイバーリンクス 顧問
取締役 (常勤監査等委員)	弘岡啓治	
取締役 (監査等委員)	小川真人	ACEコンサルティング株式会社 代表取締役 一般社団法人日英協会 監事 NPO法人シンクキッズ 監事
取締役 (監査等委員)	寺浦康子	エンデバー法律事務所 パートナー弁護士 セイコーグループ株式会社 社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、弘岡啓治氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役 川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社と各社外取締役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。
4. 当社は、取締役 川端敦、川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）小川真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、任意の組織として指名・報酬諮問委員会を設置しております。なお、同委員会の構成員は、代表取締役 稲葉和彦、取締役 川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏であります。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員の状況は次のとおりであります。

氏名	担当
木 寅 博 文	執行役員 国内第二営業本部長
中 東 辰 美	執行役員 海外営業本部長
圓 尾 俊 介	執行役員 デバイス第一事業本部長
堀 江 浩 二	執行役員 デバイス第二事業本部長
桐 畑 保 彦	執行役員 デバイス第三事業本部長
水 澤 聡	執行役員 ソリューション事業本部長
石 村 賢 治	執行役員 技術本部長
高 橋 則 彦	執行役員 企画本部長
湯 浅 英 生	執行役員 経理本部長

(注) 1. 圓尾俊介氏は2023年1月5日付けで執行役員に就任しております。
2. 岩館隆二氏は2023年1月5日付けで執行役員を退任いたしました。

2 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬	非金銭報酬等	
		基本報酬	株式報酬	賞与		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	152	52	2	82	14	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	16	15	0	—	—	2
社外取締役 (監査等委員を除く。)	11	11	—	—	—	2
社外取締役(監査等委員)	19	19	—	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 固定報酬の内訳における株式報酬は、当該取締役において固定報酬のうち一定割合を役員持株会に拠出して自社株の取得に当てたものであります。
4. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は一株当たり当期純利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、当社が掲げる資本効率向上の取り組みによるものであります。業績連動報酬は各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。なお、当事業年度を含む一株当たり当期純利益額の推移は、前掲14ページ「I 企業集団の現況に関する事項」「4 財産及び損益の状況の推移」「(1)企業集団の財産及び損益状況の推移」の表に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等として、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において業績連動型株式報酬を導入しております。本報酬制度は、当社が信託に対して金銭を拠出したうえで、当該信託が当該拠出金を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて当社株式の交付を行うというものであり、対象者は取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)とし、対象期間は2023年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までとし、対象者に交付するために必要な当社株式の取得金額として当社が拠出する金銭の上限は合計80百万円とし、対象者に付与するポイント数の上限は1事業年度あたり9,000ポイント(1ポイントは当社株式1株)とすることなどが決議されております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2016年6月23日開催の第60回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額300百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まな

い。)、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額200百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は6名です。また、これとは別枠で、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。なお、本決議の概要については、上記（1）注5をご参照ください。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。また、取締役の報酬制度の在り方については、指名・報酬諮問委員会において検討を行っております。

②役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は以下を基本方針としております。

- ・説明責任が果たせる公正な報酬体系とする。
- ・各々の役員が担う機能・役割に応じた報酬体系とする。
- ・企業価値向上に配慮した報酬体系とする。
- ・当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とする。

③報酬体系

取締役の報酬は、同業他社の支給基準を参考に、役割、職責に見合った報酬水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬及び株式報酬から構成しております。固定報酬はこれを月次にて支給しております。業績連動報酬は、1株当たり当期純利益基準額に連動した取締役賞与制度を導入しており、これを適時に支給しております。株式報酬は、信託を用いた業績連動型の株式報酬制度を導入しており、株式交付規程に従い、毎年一定の日に役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、所定の要件を満たしたときにポイントに応じた数の当社株式を給付することで、株主価値の共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブを高めております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから固定報酬のみ支給しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の授

権を受けた当社グループを統括する代表取締役 社長執行役員 稲葉和彦氏が、業績連動報酬に係る業績指標の具体的な内容、業績連動報酬の額又は数の算定方法、報酬の種類ごとの割合を含めて決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会での協議により決定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	川 端 敦	10回/10回	100%	-	-
取 締 役	川 辺 春 義	10回/10回	100%	-	-
取締役(監査等委員)	小 川 真 人	13回/13回	100%	13回/13回	100%
取締役(監査等委員)	寺 浦 康 子	10回/10回	100%	10回/10回	100%

(注)取締役川端敦氏及び川辺春義氏、取締役(監査等委員)寺浦康子氏は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において選任されており、就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会における活動状況

取締役川端敦氏には、長年に亘る自動車業界における経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び中長期の企業価値向上に関するアドバイスなど経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役川辺春義氏には、長年に亘るITサービス業界における起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及びIT基盤の整備に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）小川真人氏には、長年に亘る公認会計士並びにコンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び内部統制の強化に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）寺浦康子氏には、長年に亘る弁護士としての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営の健全性に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社の会社法上の役員、執行役員及び子会社役員（国内からの出向者）等

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が当社又は子会社の役員としての職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する損害等については、補償の対象外としております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

IV 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」の整備の基本方針は、次のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等（当社子会社の取締役に相当する者を含む。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役等及び使用人は職務の執行に当たり、法令及び定款に適合することを確保するため、社訓並びにリョーサンスピリットの企業憲章及び倫理規定（以下「コンプライアンス関係諸規程」という。）を遵守するものとする。
 - ・ 倫理担当役員はコンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動を通じて取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守する体制の確保に努める。
 - ・ 取締役等及び使用人は、当社グループの業務上の不正、違法及び反倫理的行為等を発見した場合には、グループ共通のコンプライアンスホットラインに通報し、倫理担当役員は、事実関係を調査のうえ、必要に応じ是正措置を講じる。
 - ・ 当社監査室による監査の適切な実施により職務執行が法令及び定款に違反することを防止する体制を確保する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書保存規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、環境マネジメントシステム運用規程、災害対策基本規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、当該リスクを適切に管理する。
 - ・ 営業上のリスクについては、販売管理規程、債権管理規程及び在庫管理の諸規程に従って適切に管理する。

- ・上記リスク等につき緊急事態が発生した場合には、危機管理マニュアル及び災害対策基本規程等に従い危機管理体制にて適切に対応する。
- ④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期経営計画及び年度予算等の当社グループ全体の経営に係る重要案件については、事前に会議等において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - ・取締役会は、各本部長及び各子会社社長の職務につき、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、当該規程に基づき効率的な職務の執行を確保する。
 - ・取締役等の職務執行の効率化を図るため、ITを活用した業務の合理化及び電子化を推進する。
- ⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づき、重要な決裁案件について当社へ報告し又は当社から承認を得る。
 - ・グループ拠点長会議等の重要会議を定期的を開催することにより、グループの経営情報の共有化を図る。
 - ・当社監査室は、内部監査規程に基づき、当社子会社に対する監査を実施することにより、当社子会社から当社への報告又は当社による承認等が適正に実践されているかどうかを確認する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する使用人を配置する。
 - ・監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行し、当該業務の遂行について取締役の指揮命令を受けない。
 - ・前号の使用人は監査等委員会からの指示があった際には他の業務に優先して当該指示に係る業務を行う。

⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 監査等委員は、経営執行会議、業務執行会議等の重要会議に出席することができる。
- ・ 取締役及び使用人は、法定の報告事項に加え職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。
- ・ 取締役及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

ロ. 当社子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 監査等委員は、グループ拠点長会議等の重要会議に出席することができるほか、子会社に対する定期的な監査により、子会社から、適宜報告を受ける。
- ・ 取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。
- ・ 取締役等及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 倫理規定及び内部通報規程において、いかなる場合においても、監査等委員会に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないことを定める。

⑨当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実行を担保するべく、必要な予算を計上する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・各自専門性を持った監査等委員を配することにより実効的な監査が行われることを確保する。
- ・監査等委員は、定期的に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ・監査等委員は、監査等委員会において、監査の実施状況及び結果等について報告を行い、必要な協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組みの状況

コンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動の一環として、「R S 価値観研修」等を通じ、使用人に対してその周知徹底を図りました。

また、当社グループ共通のコンプライアンスホットラインを通じて法令・定款及びコンプライアンス関係諸規程を始めとする各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図っております。

②取締役の職務執行の状況

当事業年度中、13回開催された取締役会においては、経営に係る重要案件について決議をするなど、法令・定款等への適合性及びその妥当性の観点から、取締役の職務執行を監督いたしました。また、当社においては、社外取締役を4名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

③監査等委員会に関する状況

当事業年度中、13回開催された監査等委員会において、監査等委員は、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査等を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況について報告いたしました。また、監査等委員会は、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人及び内部統制部門等との連携を推進いたしました。

④危機管理に対する取り組みの状況

環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、各種社内規程に基づき、全使用人に対する安否確認訓練や定期的な教育を通じて周知徹底しております。また、営業上のリスクについても、各種社内規程に基づき、適切に管理を実施しております。

⑤子会社（グループ）管理に対する取り組みの状況

当社は、グループ会社管理規程等に基づき、子会社から重要な決裁案件等の報告を適宜受けております。さらに、グループ拠点長会議等の重要会議を定期的を開催することにより、取締役と各使用人との間でグループの経営情報の共有化を図っており、その摘録は全使用人に共有されております。

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと認識するとともに、1株当たり当期純利益の向上に努めています。配当につきましては、連結配当性向50%を目途に実施することを基本方針としております。

この基本方針に則り、当連結会計年度の期末配当につきましては、2023年5月15日開催の取締役会におきまして、1株当たり90円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当を含めました年間配当は1株当たり165円となります。

なお、当社は、2006年6月23日開催の第50回定時株主総会において、剰余金の配当等を、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨の定款変更を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	173,923	流動負債	83,336
現金及び預金	16,760	買掛金	39,999
受取手形及び売掛金	95,115	短期借入金	33,703
商品及び製品	47,680	リース債務	157
仕掛品	16	未払金	3,863
未収入金	14,345	未払費用	2,497
その他の	649	未払法人税等	2,631
貸倒引当金	△645	その他	483
固定資産	14,265	固定負債	2,120
有形固定資産	8,364	リース債務	318
建物及び構築物	2,539	繰延税金負債	797
土地	5,179	退職給付に係る負債	838
リース資産	451	資産除去債務	24
その他	193	その他	142
無形固定資産	1,059	負債合計	85,457
投資その他の資産	4,842	(純資産の部)	
投資有価証券	3,474	株主資本	95,705
繰延税金資産	398	資本金	17,690
その他	1,069	資本剰余金	19,114
貸倒引当金	△100	利益剰余金	65,358
		自己株式	△6,458
		その他の包括利益累計額	7,026
		その他有価証券評価差額金	1,443
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	5,649
		退職給付に係る調整累計額	△67
資産合計	188,188	純資産合計	102,731
		負債・純資産合計	188,188

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		325,657
売上原価		292,848
売上総利益		32,808
販売費及び一般管理費		17,385
営業利益		15,423
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	77	
持分法による投資利益	61	
受取手数料	149	
受取貸料	48	
雑収入	217	591
営業外費用		
支払利息	1,205	
為替差損	1,403	
雑損	43	2,653
経常利益		13,361
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
グループ会員権評価損	0	0
税金等調整前当期純利益		13,362
法人税、住民税及び事業税	4,097	
法人税等調整額	40	4,137
当期純利益		9,224
親会社株主に帰属する当期純利益		9,224

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,016	流動負債	45,280
現金及び預金	6,390	買掛金	27,011
受取手形	755	短期借入金	12,709
電子記録債権	3,746	リース債務	77
売掛金	57,848	未払金	1,751
商品及び製品	23,562	未払費用	1,766
仕掛品	16	未払法人税等	1,894
未収入金	5,851	その他	70
その他金	852	固定負債	2,221
貸倒引当金	△6	リース債務	128
固定資産	14,720	退職給付引当金	460
有形固定資産	7,829	債務保証損失引当金	1,579
建物	2,426	資産除去債務	24
構築物	2	その他	29
工具・器具及び備品	63	負債合計	47,502
土地	5,153	(純資産の部)	
リース資産	183	株主資本	64,789
無形固定資産	595	資本金	17,690
ソフトウェア	544	資本剰余金	19,114
その他	51	資本準備金	19,114
投資その他の資産	6,294	利益剰余金	34,443
投資有価証券	3,151	利益準備金	1,371
関係会社株式	1,049	その他利益剰余金	33,071
出資	127	別途積立金	19,300
関係会社出資金	494	繰越利益剰余金	13,771
繰延税金資産	904	自己株式	△6,458
その他	566	評価・換算差額等	1,444
		その他有価証券評価差額金	1,443
		繰延ヘッジ損益	1
資産合計	113,736	純資産合計	66,234
		負債・純資産合計	113,736

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	190,816
売上原価	172,180
売上総利益	18,636
販売費及び一般管理費	11,276
営業利益	7,359
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	1,063
経営指導料	516
雑収入	169
営業外費用	
支払利息	558
為替差損	882
投資事業組合運用損失	5
雑損	18
経常利益	1,464
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
関係会社株式評価損	4
ゴルフ会員権評価損	0
債務保証損失引当金繰入額	199
税引前当期純利益	203
法人税、住民税及び事業税	7,457
法人税等調整額	2,438
当期純利益	△191
	5,209

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社リョーサン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リョーサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社リョーサン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社リョーサン 監査等委員会

常勤監査等委員 弘 岡 啓 治 ㊟

監査等委員 小 川 真 人 ㊟

監査等委員 寺 浦 康 子 ㊟

(注) 監査等委員 小川真人及び寺浦康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

会場ご案内図

(会場) 当社本社ビル 8階ホール

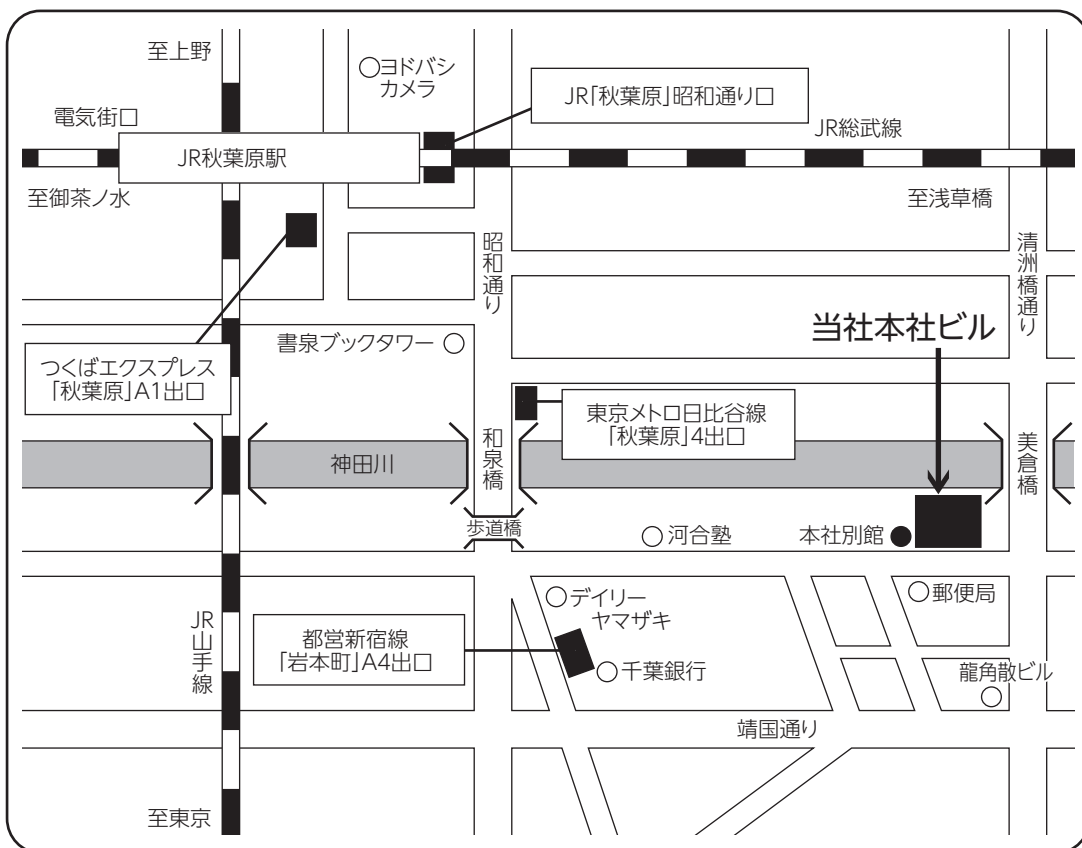
東京都千代田区東神田二丁目3番5号

(交通) 地下鉄 都営新宿線 岩本町駅 (A4出口) 徒歩約7分

東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (4出口) 徒歩約7分

J R 秋葉原駅 (昭和通り口) 徒歩約10分

つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A1出口) 徒歩約11分



※駐車場の準備がございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮下さい。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。